

(旧) 日本語学会会長選挙施行規則

2002年11月9日 制定

2004年5月22日 改定

2014年5月17日 改定

2018年5月19日 改定

第1条 この規則は、会則第7条に基づき、会長1人の選出に関して、選挙を施行する際の方式を定めるものである。

第2条 次期会長の選出に関する選挙の実施責任者は、現会長がこれに当たる。実施に必要な文書は現会長名で出す。

2 会長選挙の開票には、立会人2人を置く。立会人は、現評議員のうち次期会長候補として対象外の評議員から選ぶことを原則とし、その人選は現会長に一任する。

3 会長選挙の投票・開票に関わる事務は、事務局が担当する。

第3条 会長選挙は、次期評議員として確定した50人の投票によって行われる。

2 投票は、評議員によって新たに選ばれた9人の理事を候補者として行われる。

3 投票用紙は、1名单記の用紙とする。

4 投票は、郵便投票によって行われる。

第4条 開票は評議員会の席上で行い、投票総数の過半数を得た者を会長とする。

2 いずれの候補者も得票数が投票総数の過半数に達しなかった場合には、上位2位までの者を候補者としてその場で決選投票を行う。ただし、その上位2位までの候補者のいずれもが決選投票の投票総数の過半数に達しなかった場合には、さらに、上位2位の候補者について投票を行い、いずれかが過半数に達するまで投票を繰り返して、会長を決定する。

付則 この規則は2004年5月22日から施行する。

付則 この規則は2014年5月17日から施行する。

付則 この規則は2018年5月19日から施行する。

(注)「日本語学会選挙施行規則」(2019年10月26日制定)の制定にともない、この規則は廃止された。